

## IFRSをめぐる動向 第18回 ジョイント・ベンチャー〈比例連結の廃止〉

### 1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) の月次合同会議等での討議内容に基づき、最新の IFRS をめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は、ジョイント・ベンチャーに関して解説します。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

### 2. プロジェクトの経緯

ジョイント・ベンチャーのプロジェクトは、2004年11月にIASBのアジェンダに加えられました。このプロジェクトはFASBとの短期コンバージェンス・プロジェクトの一部として開始されたものです。米国基準の改訂ではなく、IFRSの改訂によってコンバージェンスを達成するという趣旨のもと、当プロジェクトはIASBのみによって進められてきました。

当プロジェクトの目的は、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」(以下、「IAS第31号」)が対象とする活動に関する財務報告を改善することですが、特に、以下の2つの側面を修正することを課題としています。

(1) アレンジメントの(実質ではなく)形式が会計処理を決定するための基本要素となっていること

(2) 共同支配企業に対する持分の処理に関して、IAS第31号が比例連結と持分法との選択を認めていること

米国基準では、一部の業種を除いて、一般に持分法が要求されており、IFRSが比例連結を許容しているという点で基準間差異が存在しています。

IASBは審議の後、2007年9月に公開草案第9号「共同アレンジメント」(以下、「ED第9号」)を公表しました。ED第9号は、IAS第31号及びSIC解釈指針第13号「共同支配企業—共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出」をおきかえるための基準の草案です。最終基準は2010年中に公表予定です。

今回は、上記(2)に関する議論について紹介します。

### 3. 比例連結の廃止

ED第9号では、現行IAS第31号で認められている比例連結を廃止し、持分法に統一するという提案を行っています。ED第9号の公表後、この点を変更する仮決定はなされていません。

IAS第31号では、「比例連結」を以下のとおり定義しています。

「比例連結とは、共同支配投資企業の財務諸表において、共同支配企業の資産、負債、収益及び費用の各科目に対する共同支配投資企業の持分相当額を、科目ごとに類似の項目と合算するか又は独立科目として報告する、会計処理及び報告の方法をいう。」

また、IAS 第 31 号では、「共同支配」について、以下のとおり定義しています。

「共同支配とは、経済活動に対する契約上合意された支配の共有をいい、その活動に関連する戦略的な財務上及び営業上の決定に際して、支配を共有する当事者（共同支配投資企業）の一致した合意を必要とする場合にのみ存在する。」

以下、比例連結を廃止する背景について説明します。

### **(1) 比例連結の廃止の根拠 比例連結とフレームワークとの不整合**

ED 第9号の結論の根拠では、共同支配企業に対する持分を比例連結で処理した場合、フレームワーク上の資産・負債の定義を満たさない項目が計上される可能性があることを指摘しています。

フレームワークにおける資産の定義には、企業による「支配」が含まれています。また、負債の定義には、「現在の債務」の存在が含まれています。

共同支配企業に投資している企業（共同支配投資企業）は、共同支配企業の事業活動に対する支配を、他の投資企業と分け合っていると言えます。しかしながら、共同支配投資企業は、共同支配企業の個々の資産を「支配」しているわけではなく、また、個々の負債に関して「現在の債務」を負っているわけでもありません。

比例連結を使用すると、共同支配投資企業が「支配」していない資産（に対する比例持分）や、「現在の債務」ではない負債（に対する比例持分）が財務諸表に計上されることとなります。これは、共同支配投資企業の資産・負債を忠実に表示しない結果となると考えられています。

例えば、共同支配企業が有する現金に対する比例持分が、共同支配投資企業の財務諸表に計上されるケースを考えてみます。もし、当該共同支配投資企業が、他の投資企業と相談せずに当該現金からの便益を得ることができない場合には、当該現金の比例持分を資産に計上することは、支配していない項目を資産計上することとなり、フレームワークと整合しないこととなります。

### **(2) 比例連結を支持する主張**

ED 第9号の結論の根拠には比例連結を支持する主張も記載されており、それらに対するIASBの見解が示されていますので、以下に紹介します。

#### **① 比例連結は財務諸表利用者のニーズに合致している**

共同支配企業の事業活動が、共同支配投資企業の事業活動の不可分の一部を構成している場合には、比例連結は共同支配投資企業の持分を表示するための実務的な方法であり、財務諸表利用者のニーズに合致している、という意見があります。

これは、比例連結を使用すると、共同支配企業に対する比例持分が共同支配投資企業の財務諸表に計上されるため、業績に関する情報や将来キャッシュ・フローを予測するための基礎となる情報に関しては、持分法よりも比例連結のほうが、より利用者のニーズに合致した情報を提供するということであると考えられます。

しかしながら、ED 第9号の結論の根拠においては、この主張は実務的な観点からのものであり、フレームワークとの不整合の問題を論破するものではないとしています。また、共同支配投資企業が支配していない資産や現在の債務ではない負債の計上は利用者に誤解を与えるとして、この主張を採用していません。さらに、開示を充実させることで、利用者には有用な情報が提供されるものとしています。

## ②「共同支配」と「重要な影響力」に同一の処理を適用するのは不適切である

IAS 第 28 号において、「重要な影響力」を有する会社(関連会社)には、原則として、持分法を適用することが求められます。共同支配企業に対する持分の処理について、比例連結を廃止して持分法に統一すると、「共同支配」を有している会社であっても、「重要な影響力」を有している会社であっても、同じように持分法によって処理されることになります。「共同支配」と「重要な影響力」は異なるものなので、同じ処理を使用するのは不適切であるという意見があります。

この点について ED 第9号の結論の根拠では、持分法は長年にわたって世界中の共同支配企業に対する処理として使用されており、また、持分法自体の検討や持分法の代替処理の検討については、今回の短期コンバージェンス・プロジェクトの範囲外であるとしています。

## 4. 今後の予定

すでにジョイント・ベンチャーの主要分野に関する審議は終了しています。2010年10月12日に更新されたIASBのプロジェクト計画表(IASB work plan-projected timetable)では、ジョイント・ベンチャーに関する最終基準は2010年第4四半期に公表される予定となっています。

この文中の仮決定等は全てIASBのホームページ上で公表された情報に基づくものですが、今後のIASB及びFASBの審議内容によっては、最終基準において異なる結果となる可能性がありますのでご注意ください。